

# 日本語教師養成・研修実施機関連絡協議会（中国・四国ブロック）規約

2025年6月27日制定

（名称）

第1条 この規約で設置する連絡協議会は、「日本語教師養成・研修実施機関連絡協議会（中国・四国ブロック）」（以下「連絡協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 連絡協議会は、中国・四国地方にある大学・大学院等の日本語教員養成機関、日本語教育機関、地方公共団体、国際交流団体、教育委員会、経済団体などが連携して、中国・四国地方における日本語教師養成・研修を担う高度な専門人材の育成、地域のニーズに応じた養成・研修を行う人材の育成・確保を推進することを目的とする。

（事業）

第3条 連絡協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の日本語教育において求められる専門人材の把握
- (2) 日本語教師養成・実践研修の担当教員向けの研修の実施
- (3) 地域のニーズに合わせた独自の取り組み
- (4) ホームページの開設・運用

（連携機関）

第4条 連絡協議会は、中国・四国地方にある次に掲げる連携機関をもって組織する。

- (1) 中核機関：広島大学
- (2) 大学および日本語教育機関
- (3) 連絡協議会の活動に賛同する地方公共団体、国際交流団体、教育委員会、経済団体等

2 連絡協議会への加入、脱退は、第6条に規定する運営会議の承認を必要とする。

（会長及び副会長）

第5条 連絡協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、運営会議構成員の内から互選により選出する。
- 3 副会長は、会長が第6条第3項に規定する委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、連絡協議会を総理し、連絡協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（運営会議）

第6条 連絡協議会に、運営会議を置く。

2 運営会議は、情報共有・意見交換を行うほか、連絡協議会の運営に関する重要事項について議決する。

3 運営会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 中核機関の広島大学から3名
- (2) 審議事項に応じて必要と認められる者

4 委員の任期は1年とし再任を妨げない。ただし、補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第7条 会長は、運営会議を召集し、その議長を務める。

2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

第8条 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第9条 連絡協議会に、個別事業の企画立案及び事業実施のために部会を置く。

2 委員の任期は1年とし再任を妨げない。ただし、補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(事業評価委員会)

第10条 連絡協議会に、事業評価委員会を置く。

2 委員の任期は1年とし再任を妨げない。ただし、補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(幹事機関)

第11条 連絡協議会に幹事機関を置く。

2 幹事機関は、広島大学がこれに当たる。

3 幹事機関は、連絡協議会の事務局を務める。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、運営会議が定める。

附則

1 この規約は、2025年7月1日から施行する。